

## かながわフレンズ登録制度 実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「かながわフレンズ登録制度」に関し必要な事項を定めることにより、かながわフレンズの地域での活動を支援することを目的とします。

### (定義)

第2条 この要綱で、かながわフレンズとは、神奈川県内のさまざまな地域での活動に参加し、県や市町村の各地域や地域の人々との関わりを持つ県内外の方をいいます。

### (活動内容)

第3条 かながわフレンズは、地域イベントへの参加に加え、イベントのサポートや地域の魅力の発信など様々な活動を行います。具体的な活動内容については県のウェブサイトや県からのメール等を通じて随時案内を行います。

2 活動は任意で、かながわフレンズがお好きなきに自由に選んで活動していただけます。

### (登録申請)

第4条 かながわフレンズへの登録を希望する方は、「かながわフレンズ登録申請書」(別記様式)を提出していただきます。

2 登録はインターネットまたはFAXで受付けます。

3 登録者の情報は、県が厳重に管理し、かながわフレンズの活動以外には使用しません。

### (登録の要件・認定)

第5条 かながわフレンズは、県内外を問わず全ての方が登録可能です。

2 登録者のうち複数回の活動が認められ、県が特に認め本人が承諾した方、市町村から推薦があり本人が承諾した方、自ら申し出があり県が認めた方を「ベストフレンズ」と認定します。

### (登録の解除・取消し)

第6条 かながわフレンズ登録者は、県に登録の解除を申請することにより、いつでも登録を解除できるものとします。

2 県は、登録者が次の各号に該当することが明らかとなったときは、登録を取り消します。

- (1) 公序良俗に反する者
- (2) 県の信用又は品位を害すると認められる者
- (3) 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団、又は、同条第5号に定める暴力団経営支配法人等である者
- (4) 地域住民の利益を害すると認められる者
- (5) その他、知事が公益上登録しないことが適当と認める者

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとします。

付 則

この要綱は、令和元年11月28日から施行する。

別記様式

かながわフレンズ登録申請書

神奈川県内での地域での活動に参加する「かながわフレンズ」として登録したいので、次のとおり申し込みます。

かながわフレンズ登録申請書				
お名前 (必須)				
フリガナ (必須)				
メールアドレス (必須)				
お住まいの都道府県 (必須)				
お住まいの市町村				
神奈川県内で興味のある 地域や活動したい地域				
ご年代 (必須) (いずれかに○をつけてください)	10代	20代	30代	40代
	50代	60代	70代	80代以上